

移動式製造施設の技術基準等の見直し後のイメージ【規則第 4 条の 2、第 5 条の 2】



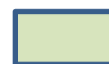
審議済み



資料 2-1 にて審議するもの



性能規定化 (今回提案)



明確化、整理統合、その他

条 項 号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ	
4 の 2	1	【現行規則】 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第 7 条第 1 号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
4 の 2	1 1	【現行規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造(原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装てんすることをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という。)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。 【規制の趣旨】 みだりに無関係な者が立ち入らないようにするための規定 【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。 また、「できるだけ」規定を見直すこととしたい。	【改正案】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造(原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という。)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。	【例示基準案】 なし
4 の 2	1 2	【現行規則】 二 移動区域には、製造、消費その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4 の 2	1 3	【現行規則】 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。 【規制の趣旨】 移動区域外で森林火災が発生した場合に、延焼しないようにするための規定 移動区域が森林内に設けられている場合、森林火災による移動区域への延焼を防ぐために、境界さくの外側 2m 幅以上の空地の設置を義務付けている。	【改正案】 三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。	【例示基準案】 ●施行規則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅 2m 以上の防火のための空地を設けることとする。 (※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林への火災を共に考慮する。
4 の 2	1 4	【現行規則】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。 【規制の趣旨】 特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発した際に、(土砂類の混入や設置する機械による)火災等を防止し、延焼を防ぐための規定。 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、移動式製造設備用工室の設置を義務付けている。	【改正案】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号、第十五号から第十六号まで、第十八号から第二十一号まで及び第二十二号の二の規定を適用すること。	【例示基準案】 なし
4 の 2	1 5	【現行規則】 五 移動区域の境界又は廃棄焼却場は、製造所外の保安物件に対して、それぞれ前条第一項第四号の表(イ)(二)、(イ)(四)又は(イ)(十)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。 【規制の趣旨】 移動工室で爆発が発生した際に、周辺の者が死亡しないための規定	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4 の 2	1 6	【現行規則】 六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。	【改正案】 六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
4 の 2	1 7	【現行規則】	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			七 廃棄焼却場は、製造所内の他の施設及び発破場所に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。		
4 の 2	1	8	【現行規則】 八 ボイラー室及び煙突は、移動区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	9	【現行規則】 九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。 【規制の趣旨】 雷により爆発・火災を防止するための規定	【改正案】 削除【前条第1項第7号の3を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	10	【現行規則】 十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。 【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定	【改正案】 削除【前条第1項第8号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	11	【現行規則】 十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。 【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定 【見直しの考え方】 「できるだけ」規定を見直すこととしたい。	【改正案】 十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	12	【現行規則】 十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。 【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定	【改正案】 削除【前条第1項第10号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	13	【現行規則】 十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又は口のいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又は口に定めるものを外開きとしないことができる。 イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉 ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉 【規制の趣旨】 ・非常時に円滑に避難できるようにするための規定 ・扉の開閉により爆発・発火しないようにするための規定 ・窓から差し込む直射日光により、火薬類が爆発・発火しないようにするための規定	【改正案】 削除【前条第1項第11号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	14	【現行規則】 十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。 【規制の趣旨】 火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定	【改正案】 削除【前条第1項第12号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	15	【現行規則】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、できるだけさびにくい材料を使用すること。 【規制の趣旨】 火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定。 火薬類に錆が混ざること防ぐための規定。 【見直しの考え方】 「できるだけ」規定を見直すこととしたい。	【改正案】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。	【例示基準案】 なし
4 の 2	1	16	【現行規則】	【改正案】 削除【前条第1項第12号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が飛散して隙間に浸透しないようにするための規定</p>		
4 の 2	1	17	<p>【現行規則】 十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。</p> <p>【規制の趣旨】 移動工室内に、火薬類を爆発・発火させるような装置を設置させないための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第14号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	18	<p>【現行規則】 十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</p> <p>【規制の趣旨】 ・移動中に火薬類が摩擦・衝動・車の排気・火花等で爆発・発火しないようにするための規定。 ・移動区域内で使用する動力をディーゼル車及び爆発又は発火を起こすおそれがないものに限定。</p>	<p>【改正案】 十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類を爆発し又は発火させるおそれがない車両によることとし、製造のため車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のため車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、製造する特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類を爆発し又は発火させるおそれがない車両とは、次の基準に適合するディーゼル車とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 2. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に対して適当な防熱措置が講じられていること。 3. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に影響を与えない位置において開口していること。
4 の 2	1	19	<p>【現行規則】 十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、<u>振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 摩擦により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 火薬類の発火・爆発を防止するため、移動式製造設備に据え付ける機械、器具及び容器に対して一律に、以下の全ての要件を求めている。・鉄と鉄との摩擦のないものを使用・摩擦部には十分に滑剤を塗布・動揺、脱落、腐食又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着若しくは浸入を防ぐ構造【見直しの考え方】移動式製造設備に据え付ける機械等による火薬類の発火・爆発を防止するためには、機械等によって火薬類に対して摩擦、振動及び衝撃を与えてはならず、かつ火薬類の機械等への浸透若しくは浸入を回避すべき。求めるべき対策は、これらの危険性に応じたものとすべきであり、従来のように危険性に関わらず一律に同様の対策を求めるべきではない。</p>	<p>【改正案】 十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、<u>摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。</u></p> <p>十九の二 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、<u>振動、衝撃、腐食又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第19号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦のないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。
4 の 2	1	20	<p>【現行規則】 二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 暖房装置により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第16号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	21	<p>【現行規則】 二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 照明設備により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 移動式製造設備工室内や移動式製造設備(以下「移動式製造設備工室等」という。)を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、室内における可燃性ガス等の発生可能性に関わらず一律に、漏電、可燃性ガス及び粉じん等に対して照明する設備が安全であることを求めている。</p>	<p>【改正案】 二十一 移動式製造設備を照明する設備は、<u>移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
4 の 2	1	22	<p>【現行規則】 二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)の機械設備の金属部は、接地しておくこと。</p> <p>【規制の趣旨】 静電気により火薬類が爆発・発火しないための規定</p>	<p>【改正案】 二十二 移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)の機械設備の金属部は、接地しておくこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	23	<p>【現行規則】 二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。</p> <p>【規制の趣旨】 移動式製造設備等に関する必要事項を関係者に周知するための規定 従業員や非常時に消火作業を行う人など？ 原料の種類及び火薬類の停滞量等の必要な事項を作業者等に周知するため、<u>掲示板を設ける</u>ことを求めている。</p>	<p>【改正案】 二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、<u>注意事項</u>その他必要な事項を<u>掲示</u>すること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	24	<p>【現行規則】 二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講じること</p> <p>【規制の趣旨】 火災が発生した際に、延焼しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第21号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	25	<p>【現行規則】 二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第12号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	26	<p>【現行規則】 二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 ・火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	27	<p>【現行規則】 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講じること。</p>	<p>【改正案】 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	28	<p>【現行規則】 二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	29	<p>【現行規則】 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は<u>内壁と接触しないよう間隙をとること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 機械の摩擦/火花により火薬類が爆発しないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、<u>摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第29号の摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止する措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。</p>
4 の 2	1	30	<p>【現行規則】 三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4 の 2	1	31	<p>【現行規則】 三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であって、<u>発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 加圧することで火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 法令上の技術的な修正。</p>	<p>【改正案】 三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、<u>当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれのないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度な加圧を防ぐ措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置が設けられていること。 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。</p>
4 の 2	1	32	<p>【現行規則】 三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>ち密軟質で収容物と化学作用を起</u></p>	<p>【改正案】 三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬又は</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 製造所内を輸送中に火薬類が変質・落下により爆発・発火しないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 ・「ち密軟質」は定置式製造設備で削除したと整合をとり削除してはどうか。 ・収容物の明確化してはどうか。</p>	その原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。	
4 の 2	1	33	<p>【現行規則】 三十三 廃棄焼却場は、<u>移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】 関連施設で爆発・発火が生じた際に、延焼させないための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。 また、「できるだけ」規定を見直すこととしたい</p>	<p>【改正案】 三十三 廃棄焼却場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> <u>イ 移動区域内に設けること。</u> <u>ロ 第三十一条に規定する土堤、第三十一条の三に規定する防爆壁又は防火壁を設けること。ただし、特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●第4条の2第1項第33号ハの周囲の火災を防止するための措置とは、廃棄焼却場の周囲の樹木、雑草等を常に伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。</p>
4 の 2	2		<p>【現行規則】 前項第5号から第10号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。</p> <p>【規制の趣旨】 危険のおそれのない場合の特則</p> <p>【見直しの考え方】 移動式製造設備に関し、定置式製造設備において特則となっている基準と同じ内容の基準については特則の対象として認めても良いのではないか。</p>	【改正案】 (略)	
5 の 2	1	1	<p>【現行規則】 一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び1日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、1日に製造する最大数量は、1日の消費見込量以下とする。</p>	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	2	<p>【現行規則】 二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	3	<p>【現行規則】 三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	4	<p>【現行規則】 四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。</p>	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	5	<p>【現行規則】 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。</p>	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	6	<p>【現行規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定する。</p>	【改正案】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	7	<p>【現行規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。</p> <p>【規制の趣旨】 特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発した際に危害を軽減するための規定 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、<u>移動式製造設備用工室内での作業を義務付けている。</u></p>	<p>【改正案】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。<u>この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を適用する。</u></p>	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	8	<p>【現行規則】 八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐため</p>	<p>【改正案】 八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●第5条の2第1項第8号の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>できるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 ・火薬類に不純物が混入することで、爆発／発火することを防ぐための規定。 異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。</p>		2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。
5 の 2	1	9	<p>【現行規則】 九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 不適切な灯火を持ち込むことで爆発／発火することを防ぐための規定 ⇒不適切なものを持ち込むことで爆発／発火することを防ぐための規定 移動式製造設備の危険間隔内等における薬類等への発火・爆発防止のため、危険間隔内等に持ち込める灯火を携帯電灯のみとしている。</p>	<p>【改正案】 九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯以外の灯火又は電磁波を発射する機器であつて、取り扱う特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、廃棄焼却場における焼却のために用いられるものについては、この限りでない。</p>	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	10	<p>【現行規則】 十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 ・製造施設の近辺に爆発／発火しやすいものが置かれることで、延焼が拡大することを防ぐための規定。 移動式製造設備等の火薬類の発火等を防ぐために、移動式製造設備及び廃棄処理場付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないことで、移動式製造設備等の火災を防止することを求めている。</p>	<p>【改正案】 十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置等の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積する場合は、この限りでない。</p>	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	11	<p>【現行規則】 十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停滞量及び同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	12	<p>【現行規則】 十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 異常のある設備を用いて製造することによる危害を防ぐための規定 移動式製造設備で使用する機器等への日頃のメンテナンスの必要性を規定。</p>	<p>【改正案】 十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し、整備し、不具合のある場合は使用しないこと。</p>	【例示基準案】 なし
5 の 2	1	13	<p>【現行規則】 十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</p> <p>【規制の趣旨】 不適切な方法で機械等の修理作業に着手することによる作業員への危害を防ぐための規定</p> <p>【見直しの考え方】 (移動式製造設備用工室については、前条第1号第12号を準用するため削除) 移動式製造設備については、性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●第5条の2第1項第13号の移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。</p>
5 の 2	1	14	<p>【現行規則】 十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。</p> <p>【規制の趣旨】 不適切な方法で設備の改修／修理作業に着手することによる作業員への危害を防ぐための規定</p> <p>【見直しの考え方】 (移動式製造設備用工室については、前条第1号第13号を準用するため削除)</p>	<p>【改正案】 削除【十三号に統合】</p>	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			移動式製造設備の「改造若しくは修繕」は、13号に規定する移動式製造設備の「修理」と共通の危害予防措置を求めることとなるため、13号に統合してはどうか。		
5 の 2	1	15	<p>【現行規則】</p> <p>十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式製造設備等を目的以外に使用することにより、製造する火薬類が爆発することを防ぐための規定。 ・製造・消費に関係ない者が、火薬類が爆発した際に、危害を受けないようにするための措置 	<p>【改正案】</p> <p>十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	16	<p>【現行規則】</p> <p>十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する場所を限定することで、危害が発生した場合の被害を軽減するための規定 ・廃棄する火薬類や不良品を放置することによる危害を防止するための規定。 <p>廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</p>	<p>【改正案】</p> <p>十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で速やかに廃棄すること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難防止の措置とは、次の基準によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。
	1	17	<p>【現行規則】</p> <p>十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講じること。</p>	<p>【改正案】</p> <p>十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で<u>周囲に可燃物を置かない等の危険予防のための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	18	<p>【現行規則】</p> <p>十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</p> <p>【規制の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する場所を限定することで、危害が発生した場合の被害を軽減するための規定 <p>【見直しの考え方】</p> <p>特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、16号の特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品に包含されるため、統合してはどうか。</p>	<p>【改正案】</p> <p>削除【第16号でまとめて読む】</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	19	<p>【現行規則】</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・消費終了後、火薬類が存置されることによる危害を防止するための規定。 ・火薬類を存置することによる盗難防止のための規定。 	<p>【改正案】</p> <p>十八 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等盗難防止の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	20	<p>【現行規則】</p> <p>二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。</p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	21	<p>【現行規則】</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装てん</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p>	<p>【改正案】</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装填</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	22	<p>【現行規則】</p> <p>二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。</p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5 の 2	1	23	<p>【現行規則】</p> <p>二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定</p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。		
5 の 2	2		<p>【現行規則】 前項第3号及び第11号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。</p> <p>【規制の趣旨】 危険のおそれのない場合の特則</p> <p>【見直しの考え方】 移動式製造設備に関し、定置式製造設備において特則となっている基準と同じ内容の基準については特則の対象として認めても良いのではないかと。</p>	<p>【改正案】 (略)</p>	